

令和 年 月 日

年 氏名
保 護 者 様静岡県立吉田特別支援学校長
(駿遠分教室)

出席停止のお知らせ

下記の疾病のため、学校保健安全法第19条により、出席を停止します。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)、新型コロナウイルス感染症		治癒するまで	
第二種	百日咳		特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん(はしか)		解熱した後、3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん		発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱		主症状が消退した後、2日を経過するまで	
	結核		症状により、学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	腸管出血性大腸菌感染症		症状により、学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症()			

ただし、第二種の感染症(結核を除く)にかかった者については、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めたときはこの限りではありません。

出席停止期間中は、医師の指示に従い休業させ、許可が出るまで登校を控えてください。(停止期間中は、欠席扱いになりません。) なお、登校させる時は、下記の「登校許可証明書」に記入していただき、学校へ提出してください。

*新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザ罹患の場合は、他様式「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」で保護者等が記入して、学校へ提出となります。

登校許可証明書

1 病名 _____

2 出席停止期間 月 日 ~ 月 日

3 その他の指導事項

上記の疾病はすでに感染のおそれはありません。

令和 年 月 日 医療機関名

医師名 _____